

「まちなかキャンパスうえだ」 施設利用ルール (2026年8月1日更新)

「まちなかキャンパスうえだ（以下 まちキャン）」（上田市中心2丁目5番10号 丸陽ビル1階）をご利用の際は、以下のルールに同意の上ご利用ください。

まちキャンは、上田市が設置し長野大学が運営を行う、長野大学、信州大学、筑波大学山岳科学センター、上田短期大学、長野県工科短期大学校の5大学等が連携して、学びの場を提供する施設です。

【開館時間・休館日】

（１）利用時間及びコーディネーター対応時間について

利用時間：9時～21時

休館日：お盆（8月13日～8月16日）・年末年始（12月27日～1月5日）

コーディネーター対応時間：12時～18時30分（水曜日～日曜日）

※本施設の維持管理上必要な場合は、休館・使用中止をすることができ、運営者は責任を負わない旨、利用者は承諾することとします。

【使用に関すること】

（１）利用スペース・貸出備品について

（ア）イベントスペース 定員30人 ただし、人数超過の場合は要相談

（イ）貸出備品

机15、イス40、ホワイトボード3、プロジェクター、スクリーン、音響セットを貸出可能です。備品を使用したい場合は、コーディネーターに申請してください。

※備品は施設外へ持ち出して使用はできません。

（２）利用予約等について

（ア）原則として、事前予約制とします。利用する前に「イベントスペース利用申込書」を、まちなかキャンパスうえだに提出してください。

（イ）18歳未満の者（高校生を含む）がイベントスペースを利用する際には、18歳以上の者（高校生を除く）が利用申請を行うものとし、利用にあたっては申請者の同伴が必須となります。

ただし、コーディネーター対応時間内については、18歳未満の者（高校生含む）単独での利用も可能とします。

（ウ）利用予約は、以下の目的で使用する場合について受付します。利用予約の開始時期は、別表のとおりとします。

①学生（学生主催の催し、学生を対象とした催し、上田市内の大学、短大、大学校関係の他、市内教育機関等の催し）、②市内商店街関係の催し、③市民の方の生涯学習等、④行政機関主催の催し、⑤地域企業等（大学・学生・地域住民との交流、連携に係るものに限る）、⑥その他の催し（行政機関の共催または後援のあるものに限る）

（エ）イベントスペースの利用希望者は、運営者が指定する手続きに基づき、本ルールを承諾の上、申し込みを行うものとします。

- (オ) 運営者は運営者の判断により当該申し込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとします。
- (カ) 利用後は、「イベントスペース利用報告書」(別紙様式)を提出してください。
- (3) 利用上の注意について
 - (ア) 利用する際は、利用後の清掃をお願いします。
 - (イ) 使用後は、利用者が必ずデスク上の荷物・ゴミは撤去し、イスをもとの位置に戻して退出しなければなりません。デスク等を汚した場合は清掃するものとします。
 - (ウ) 共有のゴミ箱は設置しておりませんので、ゴミは各自でのお持ち帰りにご協力ください。
 - (エ) 安全・安心な施設利用のために感染防止用具(体温測定器や手指消毒剤など)を配置しますので、ご自由にお使いください。マスクの着用は、自己判断となります。
 - (オ) 周りの方の迷惑にならないよう節度とマナーを守るよう、お願いします。
 - (カ) 飲食物の持ち込みは自由です。(ただし、飲酒は禁止です。)
 - (キ) まちキャンは禁煙です。また、火器、凶器等の危険物の持ち込みはしないでください。
 - (ク) 施設専用の駐車場、駐輪場はありませんので、必要な場合はお近くの有料駐車場等をご利用ください。
 - (ケ) 貴重品はご自身で管理をお願いします。荷物のお預かりはトラブルを避けるためお断りしております。盗難・紛失に関して責任は負いかねますのでご了承下さい。
 - (コ) まちキャンの撮影は可能です。ただし他の利用者が写ってしまう場合は、利用者本人に許可を得て撮影をお願いします。またインターネット上に公開する場合は特に周りへの配慮と注意をお願いします。
 - (サ) 忘れ物の保管期間は最大 1 ヶ月までとします。所有者不明で問い合わせもなく、保管期間を過ぎた場合は処分します。
 - (シ) 学生が主体となる事業・活動の使用を優先することがあります。
 - (ス) まちキャンの Wi-Fi における設定は各自が行うものとし、利用者ご自身で管理をお願いします。万が一のデータ消失やトラブルに関して、運営者は一切の責任を負いかねます。(ID:machinaka PW:naganowifi)
 - (セ) 施設利用ルールや施設内の掲示以外のことについても、コーディネーターの指示に従ってください。コーディネーターの指示に従わない場合には、施設の利用を中止いただきます。

【利用制限及び利用の一時的な中断】

下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に利用の中断や利用制限を行う場合がございます。この場合、利用者に発生した損害に対し運営者は一切の責任を負いません。

- (1) 設備の臨時保守、臨時点検、臨時修理などを行う場合
- (2) 火災・停電等の事故により利用が出来なくなった場合
- (3) 天変地異、テロなどにより利用が出来なくなった場合
- (4) その他、予期せぬ事由により利用の中断等をせざるを得ない場合

【損害賠償】

利用者は、その責に帰する事由により使用した机、イス、その他設備を毀損し、または滅失したときは、直ちに運営者に届け出ることとします。この場合において、利用者は、損害を賠償しなければなりません。

【施設内での禁止事項】

まちキャン内では下記の行為を禁止します。

- (1) PC からの音声出力、携帯電話、Web 会議、打ち合わせ等で、ほかの利用者の作業を妨げるような音を出す行為
- (2) 衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は他の利用者の迷惑、妨害となるような営業その他の行為
- (3) 危険物及び重量物の持ち込み
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 公序良俗に反する物、他人に不快感を与える物の持ち込み
- (6) 宿泊、喫煙、火気使用
- (7) 運営者の許可なく 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (10) 本施設内での動物の飼育や持ち込むこと（運営者の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
- (11) 机、椅子等の場所に私物を置くことで長時間占有(場所取り)等を行うこと及び一度に一人で複数席使用すること
- (12) 運営者の許可なく、本施設の通路や壁等に看板、ポスター等の広告物を貼ること
- (13) その他、運営者が不適切と判断した行為

【利用をお断りする事業】

次に該当する事業に関係しているとみなされる場合は、ご利用をお断りします。

- (1) 法令に反するまたは反する恐れのある事業
- (2) 公序良俗に反すると運営者が判断した事業
- (3) 性風俗関連の事業
- (4) 暴力団関係者及びそれに関する事業
- (5) 政治結社及び宗教団体
- (6) マルチ商法及びそれ関連する恐れのある事業
- (7) 利益を伴うイベントおよび活動にあたる事業
- (8) その他、運営者が不適当と認めた事業

【利用制限】

下記の事由に該当する行為を行った場合、運営者の判断で、以降のワーキングスペースの利用をお断りすることがあります。

- (1) 申し込み時の内容に虚偽があった場合

- (2) 運営者や他の利用者又は第三者に損害を与える恐れがあると、運営者が判断した場合
- (3) 本ルールに反する行為があった場合
- (4) 【利用をお断りする事業】に記載された事業を行った場合、及び行おうとした場合

【免責】

次の事項に関して利用者に発生した損害について、運営者は責任を負わないものとします。

- (1) 利用者の貴重品を含む所持品についての盗難・破損
- (2) 利用者同士もしくは第三者との間で発生した事故やトラブル
- (3) インターネット接続によるウイルス被害
- (4) 【利用をお断りする事業】による利用中断、利用中止

【まちキャン運営の終了】

まちキャンの運営は、上田市との指定管理契約に基づき行うものであり、上田市と運営者の指定管理契約の解約・解除・終了に伴い、終了します。

【本規約の変更】

本ルールは運営者が必要に応じて変更することがあります。変更後の内容については速やかに周知のうえ、適用するものとします。

別表 利用予約の開始時期について

利用主体	利用予約開始時期
① 学生	6か月前
② 商店街関係の催し	3か月前
③ 市民の方の生涯学習等	2か月前
④ 行政機関	3か月前
⑤ 地域企業等（大学・学生・地域住民との交流、連携に係るものに限る）	2か月前
⑥ その他（行政機関の後援、共催のあるものに限る）	2か月前